

アイデア提案書

提案番号	No.18-10		
提出年月日	平成30年8月31日	受付年月日	平成30年8月31日
所属		職名・氏名	
提案件名	ひとりサマータイム		
提案の要件	<input type="checkbox"/> 市民サービスの向上に役立つもの <input checked="" type="checkbox"/> 事務能率が向上するもの <input type="checkbox"/> 経費の節減・収入の増加に資するもの <input type="checkbox"/> 行政事務運営の革新となるもの <input type="checkbox"/> 本市のイメージアップに係るもの <input type="checkbox"/> その他公益上有効であるもの		
関係部署	総務課、全庁		
現状及び問題点	<p>政府が進める働き方改革においては、労働時間の短縮をはじめ、多様な働き方の推進など、柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する改革を進めることで、ワークライフバランスの実現、生産性の向上を図ろうとしている。</p> <p>本市においては、定時退庁や年次有給休暇の積極的な取得など、労働時間の短縮に取り組んでいるところであるが、一定の効果はあるものの十分とは言えず、改善の余地が見受けられる。</p>		
提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの期間にあわせて、サマータイムを設定する。 ・始業時間を8時半から7時半に1時間早め、就業時間もそれにあわせ16時15分とする。 ・ただし、全庁的に時計の針を進めるというのではなく、個人単位で自分の都合に合わせて設定するもの（毎日ではなく、1日単位で設定可能） ・したがって、週の中の一日、例えば、月曜だけサマータイムであとは通常勤務が可能であり、その逆もしかり。運用は柔軟なものとする。 ・全員一度にやると業務に支障が出る恐れがあるため、課や係内での調整は必要。ただし、調整がつけば、一週間すべてサマータイムも可能。 ・サマータイムの管理は、名前と日付が入った一覧表に○印を本人がつけるなど、簡易なものとする。ただし、全体のバランスや勤怠管理は所属長が行うことになる。 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・開庁前の静かな環境で事務に集中でき、効率が上がる。また、サマータイム利用時は定時退庁となるため、終業時間への意識が高まり、結果、時間当たりの作業密度が増し、生産性が向上する。 ・多様な働き方の推進につながる。夕活もそうだが、小さな子供がいる家庭にとって、夕方1時間早く帰るメリットは大きい。 ・年次有給休暇と違い、取得に対して心理的な罪悪感が少ない。 		
担当課検討	ご提案のあった職員の柔軟な働き方の推進やライフワークバランスの実現		

結果報告

については、ご指摘のとおりその必要性が高まっています。

現在、備前市においては、平成 15 年 4 月から改正を行いながら試行的に時差出勤の制度を実施してきております。この時差出勤は、早朝からの検診、終業後の会議などの業務が有る場合、取得することを可能としています。

また、他市の事例としては、三重県の桑名市が理由を問わず通年で実施をしているようです。

ご提案のアイデアについては、どちらかといふとこの桑名市において実施している例に近く、現行の時差出勤制度をさらに柔軟に取得可能とする内容であると思います。

現在の時差出勤制度においても相当の出勤パターンを有していますが、現在の活用状況や利用希望を鑑みれば、直ちに実施する必要性はないと考えますが、国においてもゆう活（ゆうやけ時間活動推進）の推進に取り組んでいることから、継続的に検討・研究が必要になる内容であると思います。

提案事項審査報告書
(アイデア提案用)

提案番号 No.18-10	所属	職名	氏名
------------------	----	----	----

提案件名 ひとりサマータイム

問題意識	創造性	有効性	効率性	費用対効果	具体性	実現性	合計 (総合評定)
3.6点	2.9点	3.6点	3.4点	3.6点	3.6点	3.4点	24.0点

優秀賞に至らず

【意見】

- ・導入に際しては、勤怠管理を含め所属長にかなりの管理能力が求められると思われる。所属職員が多い場合には管理についての負担が増えたり、職員間で十分把握ができず業務に支障が出る可能性があるため、調整・管理については工夫が必要と感じる。
- ・しかし、柔軟な働き方を設定することは、働き方改革の観点からも有効と考えられる。
- ・早出遅出勤務？があったり、早く帰りたい人などは終業時間の意識はあるので、早急に取り組まなければならない課題ではないと思う。
- ・岡山県も同様の制度を実施しているようですが、早く帰りづらいといった現状もあるようです。しかし有用性は大きいと思われる。
- ・市役所の開庁時間と市民サービスの点から運用面での相当の準備が必要であると考えます。自分の生活スタイルに合わせた勤務は生産性や効率性の観点からは非常に良いアイデアだと思いますが、あくまで市民のために働いていることを考えたときにサービスの質の低下が考えられる等のデメリットが大きいと感じました。
- ・柔軟な働き方を可能とする取り組みであり、導入に向けた議論がなされることは歓迎されるべきことだと思います。
- ・ただし、長時間勤務の温床となることのないよう、サマータイム時の定時退庁は厳守すべきであることを徹底する必要があります。
- ・また、窓口対応が必要な業務などでは、時差出勤をすることにより、窓口業務負担を時差出勤時間分免れることになるのではないかと思います。その結果として、取得に対する心理的負担が生じてしまったり、課内での関係に影響を及ぼさないかが危惧されます。
- ・さらに、柔軟な働き方の実現という目的で導入するのであれば、時差出勤は夏に限定される必然性はないと思われますので、通年での採用も検討されてよいと考えます。
- ・議論、検討の必要性があるアイデアだと思いますので、提案としては採用されるべきであると考えます。
- ・職員のライフスタイルと職場の理解があれば、必要だと思う。